

神奈川県
座間市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業 30,000 中小企業 3,000	—	〈対象地域〉 工業専用地域、工業地域、 市街化調整区域での開発行 為の許可地域 〈優遇措置〉 1/2 に軽減	固定資産税 都市計画税	5年間 (賦課される年 度から)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例 (雇用奨励金)	H17.7 制定 H23.4 改正 H28.4 改正	〈対象事業〉 ○日本標準産業分類に定める製造業、情報通信業、自然科学研究所 ○支援措置の適用企業 事業所等の新設、移設又は増設に伴い、市内居住者を1年以上雇用した常用の従業員 〈対象地域〉 ○工業専用地域、工業地域、市街化調整区域での開発行為の許可地域	奨励金 ○大企業 5人を超えた雇用(6人目から)1人 20 万円 ○中小企業 2人を超えた雇用(3人目から)1人 20 万円 ※ただし、障害者を雇用した場合は1人 30 万円 限度額 600 万円
(環境保全施設整備費助成金)		〈対象事業〉 ○雇用奨励に同じ ○支援措置の適用企業 適用企業等の事業所の設置に伴い、整備した環境保全施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、浸透性アスファルト舗装及び緑地緩衝帯の植栽) 〈対象地域〉 ○雇用奨励に同じ	助成金 1.雨水浸透ます 限度額 12 万 5,000 円 2.雨水浸透トレンチ 限度額 65 万円 3.浸透性アスファルト舗装 限度額 50 万円 4.緑地緩衝帯への植栽 限度額 30 万円
(企業投資奨励)	H21.4 制定 H23.4 改正	〈対象事業〉 ○雇用奨励に同じ ○支援措置の適用企業 企業投資額が20億円以上(中小企業は5千万円以上)の適用企業	奨励金 ○不均一課税適用年度から10年間割とし、1 企業等につき 1 回を限度

		企業投資額の10/100(ロボット関係企業にあつては15/100に相当する額)ただし、1億円(中小企業者にあつては5千万円)を上限。 〈対象地域〉 ○雇用奨励に同じ	
--	--	---	--

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))